

政令第二百六十一号

古物営業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六条」を「第六条第一項若しくは第二項」に改める。

附 則

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。

理由

古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道公安委員会の権限に属することとなる古物営業法第六条第二項の規定による許可の取消しに関する事務を方面公安委員会に行わせないことを定める等の必要があるからである。